

臨時福祉給付金の申請受付を開始します

申請期間 9月1日(火)～平成28年2月29日(月)

臨時福祉給付金とは？

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことによる影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給するものです。

昨年度に引き続き、9月から平成27年度の申請受付を開始します。

【支給対象者】

平成27年度の市民税（均等割）が課税されない方。ただし、次に該当する場合などは支給対象になりません。

- ご自身を扶養している方が課税される場合
- 生活保護制度の被保護者となっている場合

※原則、平成27年1月1日時点で住民票が西条市にある方が対象です。

【支給額（1回のみ）】

支給対象者1人につき、6,000円

臨時福祉給付金の申請方法

【申請期間】

平成27年9月1日(火)～平成28年2月29日(月)
※期間内に申請をしなければ、給付金を受け取ることができません。

【申請方法】

支給対象と思われる方（世帯）に、申請書（請求書）と案内チラシを8月下旬に送付します。

申請書が届いたら、内容をご確認の上、必要事項を記入・押印して市へ郵送するか、市の受付窓口へ直接提出してください。その際、本人確認書類（運転免許証などのコピー）が必要です。

【注意事項】

- 申請受付後、支給の可否を審査します。
- 給付金の支給後に、支給対象でないことが判明した場合は、給付金を返還していただきます。
- DV（ドメスティックバイオレンス）被害者の方の手続きについては、別途ご相談ください。

臨時福祉給付金の問い合わせ先・受付窓口

【問合せ・受付】 ○市庁舎本館2階 臨時福祉給付金事務局 TEL0897-52-5786・TEL0897-56-5151
○各総合支所 臨時福祉給付金受付窓口
東予：TEL0898-64-2700 丹原：TEL0898-68-7300 小松：TEL0898-72-2111

【制度について】 ○厚生労働省 専用ダイヤル TEL0570-037-192（オー！みな いいきゅうふ）
○ “ ホームページ <http://www.2kyufu.jp/>

給付金をかたる “振り込め詐欺” “個人情報詐取” にご注意ください！

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」をかたる“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市担当者や厚生労働省職員が電話や訪問によって、世帯状況や金融機関の情報をお伺いすることはありません。

市や厚生労働省（の職員）などをかたった電話や訪問があった場合は、迷わず、上記事務局や最寄りの警察署（または、警察相談専用電話「#9110」）へご連絡ください。

ATMの操作や手数料の振込などを求めることは絶対ありません！



厚生労働省 給付金キャラクター「カクニンジャ」